

## 小規模企業共済制度の今後のあり方について(概要)

平成20年3月10日

小規模企業共済制度の今後のあり方については、小規模企業共済法により、少なくとも5年毎に検討することとされている。

小規模企業共済制度の検討は、平成20年度が前回の検討から5年目になるところから、この度、中小企業政策審議会経営安定部会(部会長:足立文彦金城学院大学教授)は、本共済制度の今後のあり方について審議を行い、パブリックコメントの手続きを経て、中長期的な指針として本報告書を取りまとめたものである。その概要は次のとおりである。

### 共済金及び掛金の額等の検討について

1. 本共済制度は、小規模企業者(従業員20人以下の個人事業主又は小規模企業等の役員)が事業の廃止や退職等により事業の第一線を退いたときに生活の安定や事業の再建等を図るための資金を予め準備しておく制度であり、相互扶助の精神に基づき、自ら資金を拠出して行われる任意の制度である。
2. 本事業においては、経理処理上、必要な責任準備金を積み立てることになっているが、平成18年度末決算で5,026億円の積立不足(以下「累積欠損金」という。)があり、この解消が不可欠である。同時に、本制度への加入者の利益の確保と一層の拡大が最優先課題である。そのため、累積欠損金の解消に目途が立つまでの間は、基本共済金の支給は現在の水準(予定利率1%)を維持すべきであり、また、付加共済金についても給付する環境にないため、引き続きゼロとなるのはやむを得ない。

これにより、累積欠損金が改善され、制度の長期的安定が確保しうることが見込まれることとなった場合には、共済金の給付水準等について迅速に見直しを行うべきである。

この累積欠損金については、本制度を運営する中小企業基盤整備機構の次期中期目標期間(平成21年4月～同26年3月末)中には解消するよう、適切な資産運用を行うべきである。

3. 掛金月額については、従来から見直しを検討する際の指標としてきている事業所得者一人当たりの所得額は、平成17年度の対前年比はマイナス2.5%、同消費者物価指数の対前年比はマイナス0.3%と微減の傾向にある。また、平成19年度に実施したアンケート調査等の結果では、在籍者の75.3%が現状で良いと回答している。

この現状にかんがみ、掛金月額については現状(1,000円以上、500円刻みで70,000円が上限)を維持することとし、引き続き小規模企業を巡る情勢を注視していくこととする。

#### その他、制度の検討について

1. 本制度の根本的考え方は、小規模企業者の廃業や退職等の場合に、より困窮度の強い事由に対して高い支給率とするものである。この思想は、共済事由別の支給率の違いに反映され、A共済事由に対して最も高く、準共済事由に対して最も低くなっている。

#### (参考)共済事由

- ・「A 共済事由」;個人事業の廃止や会社の解散による役員の退職の場合
- ・「B 共済事由」;役員の疾病、負傷による退職や老齢給付の場合
- ・「準共済事由」;法人成りしてその会社の役員にならない、配偶者又は子への事業の全部譲渡、役員の任意退職の場合

2. 上記考え方の下で、事業主と生計を一にする配偶者専従者をどのように扱うことがで

きるかについては、共同経営者として明確に区別して扱うことができるかなど様々な観点からの問題が指摘されるため、共同経営の実態を踏まえ、引き続き検討していくことが必要である。

また、本制度は、財政基盤が脆弱で経済環境の変化の影響を受けやすい小規模企業の個人事業主が廃業等により事業の第一線を退いたときに、生活の安定等を図るための資金を予め準備しておくことで、小規模事業者等が安心して現在の経営に専念できる環境を整えようとするものであり、共済金は、掛金総額とその運用益によって支給される制度である。

このように、本制度は、事業承継の円滑化を図るための後継者支援施策として講じられるものではなく、事業承継の円滑化については、政府において事業承継税制の抜本拡充等別途支援策を検討しているところである。

なお、本制度でも、個人たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約者の事業の全部を一人で譲り受け又は相続した配偶者や子に対しては、小規模企業者としての地位で掛金を通算でき、引き続き契約を継続できる。

3. 前記のように、共済事由は、「A 共済事由」、「B 共済事由」、「準共済事由」の三類型に構成されており、それぞれの事由別に支給率に違いを設けている。この共済事由を変更することは、小規模共済制度の根本にも関わる問題であり、また、本事業の収支バランスに与える影響も大きい。

したがって、少なくとも累積欠損金の解消に目途が立つまでは、変更を検討することは時期尚早である。なお、変更の検討を行うに当たっては、慎重な準備と検討を行った上で対応すべきである。

#### 4. その他

- ・ 最近の共済への加入が、税理士等身近で信頼の置ける者のアドバイスがきっかけで加入する者が増えているところから、中小機構は、日頃から地域の企業の相談に応じ

信頼を寄せられる者やその所属する団体との協力関係を強化するとともに、地域金融機関が進めるリレーションシップバンキング施策との連携を強化すべきである。

また、中小機構は、全職員に対し、担当業務に限らず、小規模企業者と接触するあらゆる機会を通じて、本共済制度への加入促進のための営業を行うことを徹底し、同時に、例えば確定申告期間には確定申告取扱機関に職員を常駐させて加入を受け付けるなど、職員自らが直接受け付ける件数を増やしていくべきである。

- ・ インターネットによる加入手続等を取り入れていくことについても実施に向けて取り組んでいくべきである。

～ 以上 ～